

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 31 年 4 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800652号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900009号

第1 結論

請求者のA社における平成12年7月17日から平成13年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年7月から平成13年6月までの標準報酬月額については20万円から32万円とする。

平成12年7月から平成13年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年7月から平成13年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年7月17日から平成13年7月1日まで

請求期間当時の給与は、源泉徴収簿のとおり32万円であり、32万円に見合う厚生年金保険料も控除されていたが、ねんきんネットで確認したところ、請求期間の標準報酬月額が20万円と記録されていることに気がついた。調査の上、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成12年分及び平成13年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者が、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額(32万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、日本年金機構は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び請求期間における標準報酬月額は32万円が妥当であると思料する旨回答している。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿により認められ

る厚生年金保険料控除額及び上記日本年金機構の回答から、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、訂正前の厚生年金保険料との差額についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。